

## 学生と法 — 日常に活かすことのできる法 —

田原 数哲

キーワード

法律 日常生活と労働 SNS

### I. はじめに

法学部専攻ではない学生が法を学ぶことになった時、興味をもって主体的に学べるような授業とはどんなものか。法律とは生活に即したものであり、知っている自分や人を助ける術になりえるということを学生たちに知ってもらいたいと考えている。

本論は、法律に初めて出会う学生が、その出会いから実際に法律を意識して実生活に落とし込めるまでを段階を経て講義の構成と絡めて検討するものである。学生にどのようにアプローチすれば気負わずに楽しく学べるだろうかと考えた。法律を擬人化し、「とてもものをよく知る、いつも困りごとを解決してくれるすごい人」という観点で進めてみたら面白く学べるのではと考えた。

### II. 法律との出会い

学生たちに法律についてどのようなイメージを持っているかを聞いてみたことがある。難しそう、弁護士の学問、六法全書暗記など自分とは縁遠い世界の学問であると考えている学生がとても多そうな印象であった。そのようなイメージを持つこともわからないでもないが、もう一つの側面として、法律は生活のそこそこに密着している。

まずは初めて法律を学ぶ学生たちに、そのような難しいものではない、自分の身に、もしくは自分と相手にトラブルが起きたときにそれに対処する第三者的立場の共通の知人のようなものだと言いたい。

何か問題が起きたとき「そうだ、あの人に相談すれば解決してくれるに違いない」と頭に浮かぶ頼りになる人、法律を擬人化したなら、そのような人ではないか。

共通の決まり事で世の中の秩序を保つもの、解決のヒントをくれるもの、それが法律であって、知っていて損することはない。

法律とはそのような自分を守るツールであると、とても簡単に表現して、まずは学生の緊張、小難しいというイメージを払しょくするところから始めてはどうかと考えている。

### III. 法の使い方（法律ってどんなもの）

とても頼もしい、困りごとをいつも解決してくれるすごい人と出会ったとして、では、その人はいつもどうやって困りごとを解決しているのだろうか。

ここで、法律ができること（問題をどのように解決するのか）を検証する。例えば、よくある例だが、自宅の庭に隣の家からのタケノコが境界線を越えて生えてきた。このタケノコを取って食べていいのか。答えは食べてよい。一方、隣の家のは柿の木から境界線を越えて柿がなっていた。この柿は取って食べていいのか。答えは食べてはいけない。実は、地面と空中では扱う法律が違うのだ。前述のタケノコについては、民法233条2項「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、これを搾取することができる」という法律が適用される。後述の柿については、民法233条1項「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる」という法律が適用され、所有者に切除をお願いする権利となり、所有者が従うかどうかは別問題である。そのため、柿を勝手に採ってはいけない。

法律を知らなければ、タケノコと柿を前にして、食べていいものか、ダメなのか、判断に苦しむことになる。法律を知っていれば、これはOK、これはNGと取捨選択ができるようになる。最も、タケノコと柿を食べていいか否かは、それほど悩む問題ではないだろうが、今後の人生において起きてくる困りごとの中には、法律を知っていることで自信をもって選択できること、安心できることなど、自分を助け守る術としての活用シーンが出てくるだろう。

### IV. 日常生活や労働で起こりえる問題

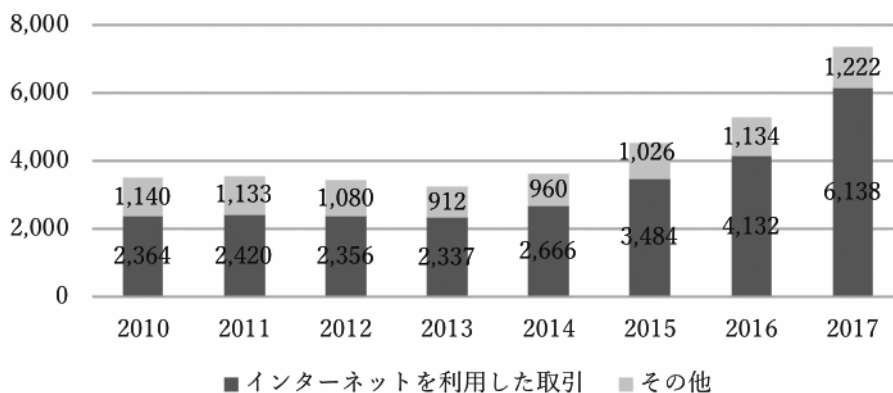
前項で、簡単な事例を挙げて説明したが、この項では、学生の周りに起こりえるトラブルや就職後の労働に関する問題を取り上げる。

日常生活の中で買ったり売ったりすることは当たり前で、最近ではスマートフォンを介した手軽に誰とでも売買ができるアプリまでもが存在するようになり、老若男女問わず利用している。こうした、消費者が事業者から物を買う場合だけではなく、消費者が事業者や個人間へ売る場面が多くなることで、トラブルも多く報告されている。消費者庁の調べでは、インターネットを介した消費者が売り手となるトラブルは年々増加し、2017年には80%以上がインターネットを利用したトラブルと報告されている（図1）。手軽で簡単に利用できるインターネットは、私たちの日常生活を大きく変えたことになる。しかし、若者（10歳代後半から20歳代対象）はSNSが普及することで、自らが情報を収集し、トラブルを回避している可能性があるとして、全体の若者の消費者生活相談は減少傾向とのことである。ただ、減少傾向であるものの、SNSを利用したトラブルは若者の男女問わず、増加傾向にある。また、新生活を送るタイミングで、トラブルに巻き込まれるケースも多い。とくに、売買契約、賃貸借契約、SNS・インターネットが挙げられる。売買契約については、訪問販売やマルチ商法に関するトラブル、賃貸借契約については、契約終了時に引き払う際の原状回復における敷金や借主とのトラブル、SNSやインターネットについては、SNSで知り合った人

を信じて、勧誘に応じることでトラブルやインターネット上の広告から慎重に検討せず申し込み、トラブルに巻き込まれるケースが多い。こうした事例から法律に照らしどのように解決しているのかを見ていくことにする。

図1

### 個人間売買に関する消費者生活相談件数



消費者庁 2018年版消費者白書

労働に関しては、2019年4月から働き方改革関連法が施行された。この改正は大きく2つの特徴を持っている。1つは、多様な労働形態の中で活躍できるように労働時間を規制する。2つ目は正規と非正規の賃金格差の是正である。将来、労働人口の減少が見込まれる中で、限られた人材で労働生産性を上げ、活躍してもらうかが問われている。人手不足を補うためにも、女性や高齢者等が幅広く活躍できるように企業側には求められている。そのような社会的背景を捉えながら、社会へ踏み出す学生が抱える労働上の問題はどのようなことであろうか。将来の日本を支える働き手として、今後社会で活躍が求められている若者が気持ちよく働くことができるように知識として知っておく必要がある労働関係法を中心に学んでもらいたい。2019年11月末には、新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に感染拡大している。それにともない、私たちの働き方までも大きく変化することになった。このように目まぐるしく変化する社会であっても、生きがいを感じながら、「自分」を忘れることなく、自分の納得する働き方をしてほしい。そのためにも、労働に関する法律を学んでほしいと思う。

## IV-1. 労働時間についての問題

労働時間について事例を挙げながら検討する。まずは、労働基準法から関連条項を挙げる。第32条1項「使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない」2項「使用者は1週間の各日について労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない」としている。この時間を超えて働いた場合は、時間外労働となり、割増賃金を払わなくてはならない。最近では、みなし労働時間制や裁量労働制、フレックスタイム制など、個々の労働者のライフスタイルに合わせた働き方を取り入れている企業も多い。また、使用者が労働者に時間外労働をさせるためには、36協定の締結が必須となる。この時間外労働（残業）についてのトラブルを紹介する。

Aさんは、残業が忙しく、残業だけでも年間400時間となっていた。会社からは、36協定で年間360時間までしか残業ができないので、それ以上の時間残業をしてもその分の残業代は払われず、また、残業時間が30分を超えないと残業代が請求できないこととなっていた。

このトラブル事例からは3つの問題が指摘できる。まず、残業を年間400時間実施していること。36協定を締結することで法定労働時間を超えた労働をさせてもよいことにはなっている。ただし、上限が設定されており、年間360時間、月45時間までとされている。そのため、この400時間は違法である。また、年間360時間を超えた時間の残業代を払わないというルールはない。そして、30分以内でも時間外労働となる。時間外労働は、分単位で働いた分だけ、さらに法定労働時間を超えた部分は割増賃金が発生する。

ただし、勤務形態によっては残業がつかない働き方もあるため、しっかりと就業規則を確認したうえで対応する必要がある。

## IV-2. 休日・休暇についての問題

休日は労働基準法35条・36条・37条・39条が関連している。評定の休日としては、労働者に対して毎週少なくとも1回の休日、または、4週間を通じて4日以上の日となる。労働者を休日に労働させる場合、休日労働の手続き、事前の休日いわゆる振替休日が必要となる。休日労働をした後に休日を与える場合は代休となる。こうした休日について関連する事項として有給休暇がある。関連条項は労働基準法39条である。

年次有給休暇は、おおむね6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したとき、その時点から1年間につき最低10日が与えられ、それ以降の勤続年数によって加増されていく。1日単位での取得が原則だが半日単位での取得も許容される。労使協定を締結すれば、1年で5日分を限度として時間単位で有給休暇を取得することができる。また、有給休暇は自由に取得することができるが、労働者は時季指定権を有し、使用者は時季変更権を行使できる。

関連条項をふまえ、若者の有給休暇取得に関するトラブル事例を紹介する。

Aさんは、大学を卒業して長く勤務した会社を退職する。退職にあたりたまっていた有給休暇を消化しようと上司に取得申請をした。しかし、上司からその申請を却下された。

この事例から、まずは、そもそも有給休暇は取得可能なのかということである。結論は、退職までであっても取得可能である。使用者は事業の正常な運営を妨げる場合は有給の時期

を変更できる時季変更権を持つてはいるが、原則取得可能である。また、有給休暇の請求権は2年間で時効消滅する。事業者側の有給買取は、本来の有給の効果을 阻害するため、買取は法律違反となる。しかし、退職にあたって、未消化の有給休暇にたいして、残日分に応じた金銭を給付することは差し支えない。

## VI. SNSを介した起こりえる問題

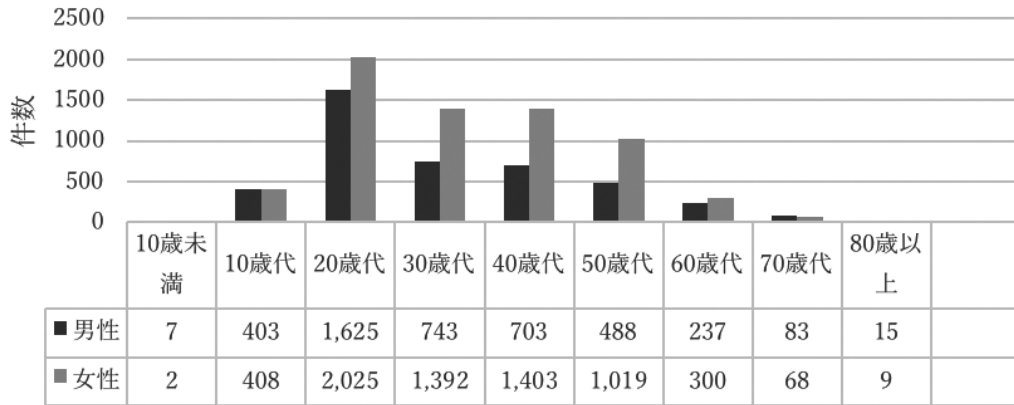
PC・スマートフォンの普及により、世界の誰とでもコミュニケーションを取ることが可能となった。SNSの定義は、法令上存在しないが、「IT用語辞典」によると「参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のwebサイトのこと」とされている。具体的にLINE・Facebook・Twitterなどが該当するといえる。「日常生活や労働による問題」でも述べたが、SNSをきっかけとしたトラブルに巻き込まれるケースが増加傾向にあるという。また、SNSの問題は、匿名での投稿が可能であることも一因であろう。匿名で簡単に人を中傷し、嫌がらせをすることも可能だ。「デイス」という言葉までもが存在する。このような言われなき誹謗中傷は、侮辱罪や名誉棄損罪などの犯罪に該当する。発信者情報の開示請求をすることで、相手の住所等を特定でき慰謝料請求や警察に訴えでることも可能だ。しかし、私たちは逆の立場にもなりうる可能性もある。匿名だからと軽い気持ちでSNSに残した言葉が、だれかを傷つけている可能性があることも忘れてはいけない。

また、SNSを介した誹謗中傷だけではない。2017年消費者庁の性別年齢別のSNSに関しての相談件数を見てみると、20歳代の男女の相談件数が圧倒的に多い。一方、30歳代以降からは減少傾向にある。この要因は、スマートフォンの普及が背景にある。また、女性の相談件数が男性に比べて多い。相談内容はSNSから誘導され、出会い系サイトへの勧誘、お試しが定期購読であったなど女性特有の相談内容が含まれている。このように、勧誘サイトへのアクセスにより、料金をだまし取られるケースもある。では、若者のSNSに関する意識や警戒感はどうだろうか。2018年「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に関する検討会」の報告では、(1)直接会ったことのないSNS上での友人の存在、(2)SNSでのやり取りで信用できるか、(3)SNSを利用している人の中には、悪い人もいるかの3つのアンケート項目から調査を実施している。回答は、(1)全体の30%の若者が存在する、(2)全体の20%程度の若者が信用できる、(3)全体の35%程度の若者がいない、または意識していないと回答している。これらの回答から、SNS上での友人を持つ若者は決して少なくなく、何度かやり取りすれば信用してしまう。また、SNS上での見知らぬひとからのアプローチについても、警戒感を持たない若者がいると考えられる。

こうしたことから、SNSについて特別な警戒はしていない若者も少なからず存在する。しかし、不特定多数が利用するSNSは、リスクがあるということをしっかり認識し、慎重に利用する必要がある。そのためには、SNSに関する知識とそれに関する法律を少しでも理解してもらい、未然にトラブルを回避してもらいたい。

図 2

## SNSに関する相談（性別年齢別・2016年）



消費者庁 2017年消費者白書

## IV. まとめ

働き方改革、SNSの普及、グローバル化等、目まぐるしく変化する世の中で、若者の生活の中で起きる問題も多様化し複雑になってきている。何か問題に直面した時、法律がその問題解決の一助になればと願う。若者が社会の一員として活躍し、幸せに自分の人生を送ってもらうためにも、問題解決や自己防衛手段のひとつとして、まずは日常生活に利用できる法律を学んでほしい。法律入門からわかりやすく授業を展開できるようにと考えてみたが、この時代の流れに沿った法律とのかかわり方を模索し、興味をもって法を学んでもらえるような授業展開を検討しつつ、私自身も常に情報収集しながら講義に反映させるように学んでいきたい。

※参考文献

上谷さくら・岸本学著『おとめ六法』角川出版 2020年

副田隆重・浜村彰・棚村政行・武田万里子著『ライフステージと法』有斐閣アルマ 1999年

中川淳編『市民生活と法』法律文化社 2014年

山下純司・深町晋也・高橋信行著『学生生活の法学入門』弘文堂 2019年

消費者庁HP「2017年版消費者白書 インターネットや情報通信に関するトラブル」

2018年4月

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/2017/white\\_paper\\_111.html#m02](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2017/white_paper_111.html#m02)

アクセス日2020年11月12日

消費者庁HP「2018年版消費者白書」2019年4月

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_research/white\\_paper/2017/white\\_paper\\_summary\\_08.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2017/white_paper_summary_08.html)

アクセス日2020年10月30日

消費者庁HP「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に関する検討会報告書」

2018年8月

[https://www.caa.go.jp/future/project/project\\_001/pdf/project\\_001\\_180831\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/pdf/project_001_180831_0001.pdf)

アクセス日2020年11月15日